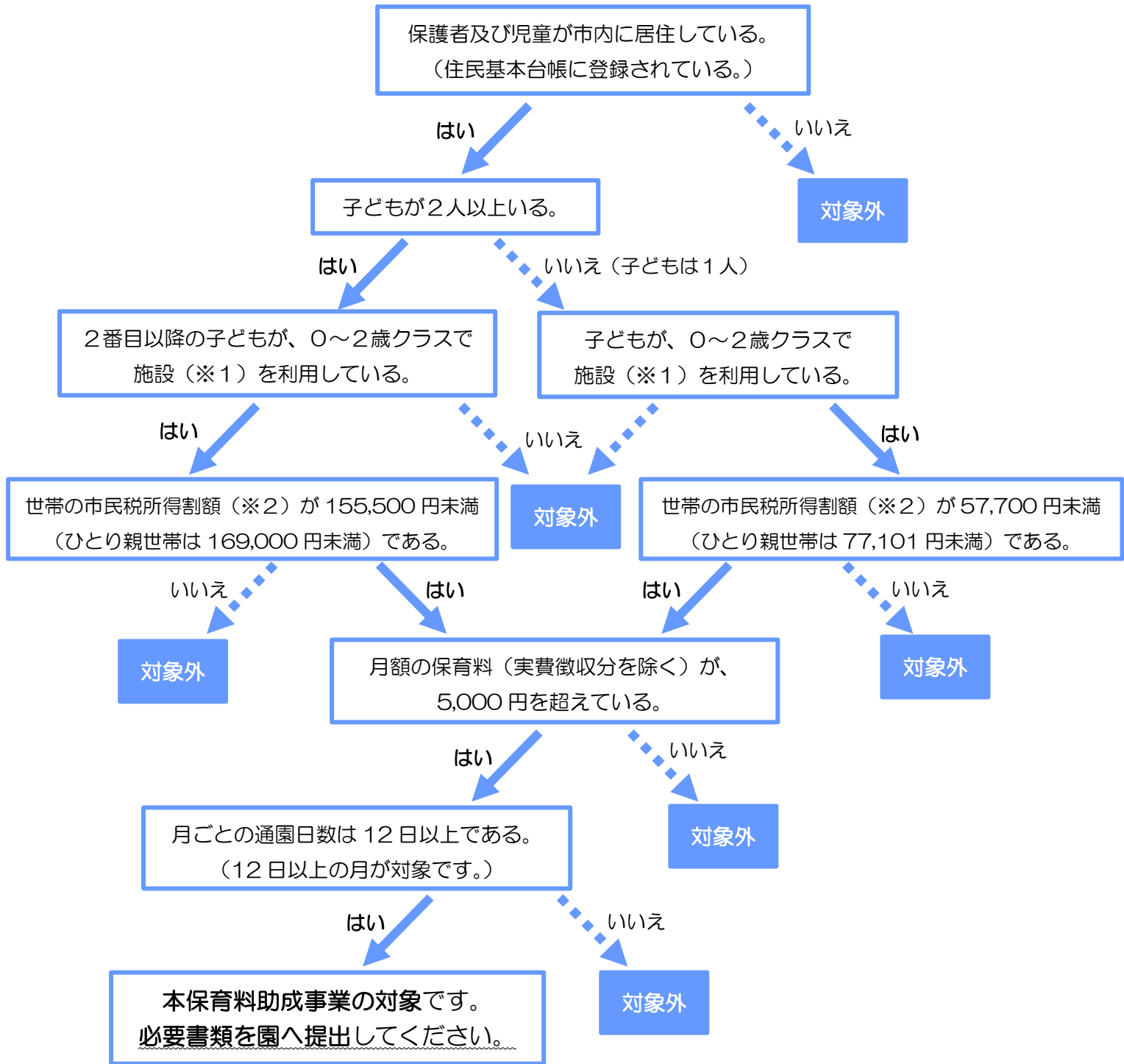


西脇市認可外保育施設保育料助成事業チェックシート



(※1) 対象施設…児童福祉法第59条の2第1項に基づく届出のある西脇市内の認可外保育施設
(ただし、兵庫県のひょうご保育料軽減事業の助成対象となる施設を除く。)

(※2) 市民税所得割額…原則的には、父の市民税所得割額+母の市民税所得割額+税額控除額(※3)になります。
(認可保育施設の保育料算定で使用する市民税所得割額)

(※3) 税額控除額…保育料算定上の市民税所得割額には、通常の市民税所得割額に次の控除を加えて計算します。
(a) 寄付金税額控除、(b) 外国税額控除、(c) 配当割額控除、(d) 株式等譲渡所得割額控除、
(e) 配当控除、(f) 住宅借入金等特別税額控除、(g) 申告特例控除

【参考：月額助成額の計算(100円未満の端数は切り捨て)】

A=月額保育料-5,000円 B=月額保育料×1/2 ⇒AとBを比較して小さい額=<助成額>円
ただし、・第2子以降…月額15,000円上限
 ・第1子 …月額10,000円上限